一四四条の三三、第一四四条の三七、第一四四条の三九、第一四四条の五三、第一五六条、第一五八条、第一五九条、第一六九条、第一八六条、第一八七条、第一八九条、第一九一条、第一九二条、第二〇二条、第二六五条、第二六七条、第二六八条、第二七二条、第二七三条、第二八七条、第二九九条、第三〇一条、第三〇二条、第三一七条の四、第三一七条の五、第三一七条の七、第三二一条の八の三、第三二一条の九、第三二八条の八、第三二八条の一六、第三三三条、第三三五条、第三三六条、第三三七条、第三三九条、第三四五条、第三五六条、第三五七条、第三六六条、第三九五条、第三九七条、第四四八条、第四四九条、第四五一条、第四六一条、第四七一条、第四七五条の二、第四八五条の五、第五二条の二、第五二四条、第五二六条、第五二九条、第五四三条、第五八条、第五九一条、第五九二条、第六〇〇条の二、第六一五条、第六七五条、第六七七条、第六七八条、第六八二条、第六八三条、第六九七条、第七〇〇条の五七、第七〇〇条の五八、第七〇〇条の六〇、第七〇〇条の六八、第七〇一条の六、第七〇一条の二〇、第七〇一条の三六、第七〇一条の三八、第七〇一条の三九、第七〇一条の四九の二、第七〇一条の五三、第七〇一条の五四、第七〇一条の六七、第七〇八条、第七一一条、第七一五条、第七一六条、第七三〇条、第七三三条の五、第七三三条の七、第七三三条の八、第七三三条の一一、第七三三条の一二、第七三三条の二六、附則第五条の四関係）

㈢　脱税犯に対する罰則について、次の措置を講ずることとした。（第五〇条、第六二条、第六九条、第七一条の二〇、第七一条の三七、第七一条の四一、第七一条の五七、第七一条の六一、第七二条の四九の三、第七二条の六〇、第七二条の九五、第七二条の一〇九、第七三条の三〇、第七三条の三七、第七四条の一五、第七四条の二八、第八六条、第九五条、第一二七条、第一三七条、第一四四条の四一、第一六八条、第一六〇条、第一六八条、第一九二条、第二〇一条、第二八一条、第二八六条、第三二四条、第三五八条、第三七四条、第四六〇条、第四七八条、第四八五条の四、第五三〇条、第五四二条、第六〇四条、第六九一条、第六九六条、第七〇〇条の六一、第七〇〇条の七、第七〇一条の七、第七〇一条の一九、第七〇一条の五六、第七〇一条の六六、第七二四条、第七二九条、第七三三条の二一、第七三三条の二五関係）

⑴　脱税犯に係る法定刑の引上げ等を行うこととした。

⑵　故意の申告書不提出によるほ脱犯に対する処罰規定を設けることとした。

㈣　地方消費税の不正還付の未遂を罰することとすることとした。（第七二条の九五関係）

二　地方税法等の一部を改正する法律に関する事項

1　平成二一年一月一日から平成二三年一二月三一日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する三パーセント軽減税率（道府県民税一・二パーセント、市町村民税一・八パーセント）の特例を二年延長することとした。（平成二〇年改正法附則第三条、第八条関係）

2　平成二一年一月一日から平成二三年一二月三一日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の三パーセント軽減税率の特例を二年延長することとした。（平成二〇年改正法附則第三条関係）

3　平成二一年一月一日から平成二三年一二月三一日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の三パーセント軽減税率の特例を二年延長することとした。（平成二〇年改正法附則第三条関係）

4　非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を二年延長し、平成二七年一月一日とすることとした。（平成二二年改正法附則第一条関係）

三　航空機燃料譲与税法に関する事項

航空機燃料譲与税は、平成二三年度から平成二五年度までの間、航空機燃料税の収入額の九分の二（改正前一三分の二）に相当する額とする特例措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

四　地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

罰則について、次の措置を講ずることとした。

1　秩序犯に係る法定刑の引上げ等を行うこととした。（第二四条、第二五条、第二六条、第二九条、第三〇条関係）

2　脱税犯に対する罰則について、次の措置を講ずることとした。（第二七条、第二八条関係）

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ等を行うこととした。

㈡　故意の申告書不提出によるほ脱犯に対する処罰規定を設けることとした。

3　税務職員の守秘義務違反に対する罰則について所要の措置を講ずることとした。（第三一条関係）

五　その他

1　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　前記一の8及び四の改正は公布の日から起算して二月を経過した日から、一の1の㈡の改正は平成二四年一月一日から、一の1の㈢の改正は平成二五年一月一日から、一の7の改正は平成二五年四月一日から、一の1の㈠は総合特別区域法の施行の日から、一の5の㈦⑼（新設期限を平成二五年三月三一日まで延長する部分を除く。）の改正は電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から、一の3の㈢（適用期限を平成二五年三月三一日まで延長する部分を除く。）及び一の5の㈦⑺（取得期限を平成二五年三月三一日まで延長する部分を除く。）の改正は都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から、一の3の㈠及び㈡並びに一の5の㈦⑾は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から、一の5の㈡の改正及び一の5の㈦⑻（指定港湾に改正する部分及び取得期限を平成二六年三月三一日まで延長する部分を除く。）の改正は港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行することとした。

◇所得税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一九五号）（財務省）

一　所得税法施行令の一部改正

1　非課税とされる通勤手当の範囲について、交通用具使用者が交通機関を利用するとした場合に負担することとなる運賃相当額まで非課税限度額を上乗せする特例を廃止することとした。（第二〇条の二関係）

2　源泉徴収に係る所得税の納税地について、給与等の支払をする者が事務所等を移転した場合は、移転後の事務所等の所在地とすることとした。（第五五条関係）

3　減価償却制度について、次の見直しを行うこととした。

㈠　耐用年数の短縮特例について、国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間（改正前使用可能期間）をもって耐用年数とみなし、償却費の計算の基礎となる取得価額等を調整する制度とする。（第一三〇条関係）

㈡　陳腐化償却制度を廃止する。（旧所得税法施行令第一三三条の二関係）

4　居住者が支払を受けた生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得等の金額の計算上、その支払を受けた金額から控除することができる事業主が負担した保険料等は、給与所得に係る収入金額に算入された金額に限ることとした。（第一八三条及び第一八四条関係）

5　外国税額控除制度について、次の改正を行うこととした。（第二二一条及び第二二二条関係）

㈠　複数の税率の中から納税者と外国当局等との合意により税率が決定された税（当該複数の税率のうち最も低い税率等を上回る部分に限る。）は外国所得税に含まれないものとする。

㈡　控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができることとされる所得（当該租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされるものを除く。）で当該条約相手国等において外国所得税が課されるものについては、国外所得に該当するものとする。